

開会（8：29）

○石田江利子委員長 ただいまから懲罰特別委員会を開会いたします。

これより会議に入ります。

本日の議題は、お手元に配付してあるとおりであります。

それでは、議題の1「石原孝之議員に対する懲罰動議」を議題といたします。

本件は、昨日開催の当特別委員会におきまして、石原議員から発言取消しが出たことで、このことにつきまして議長より真意を確認していただき、再度協議することとなっております。

昨日、議長より電話で本人に確認をしていただいておりますので、議長より電話の内容について御報告をいただきます。

○村松幸昌議長 皆さん、おはようございます。

昨日、委員長から、石原議員と接触をしていただきたいという話ですので、会えるのか分かりませんが、電話をしました。そのときには電話に出なくて、留守電でした。

留守電に、改めてお話ししたいことがありますので電話等をくださいと残しました。その後、電話が入りまして、副議長と話を聞かせていただきました。

2点あります。

1点目は、私が一般質問の後に開催された議会運営委員会に3名出てもらうつもりでいたんですけど、自分が出なかったので大変迷惑をおかけしました。その後に、出て釈明しないために3名の方から動議を寄せられ、なおかつ議会日程を1日追加し、議員の皆さんには御迷惑をおかけしました。これが1点です。

2点目、私は市長との一般質問のやり取りで無礼なことを言った覚えもありませんし、謝罪は考えておりません。

この2点、以上です。

○石田江利子委員長 ただいま議長から、昨日の電話で御本人に確認していただいた内容の報告がございました。

ただいまの報告に対して、何か御意見がある委員は御発言をお願いいたします。

○藤岡雅哉委員 議長に1点だけお尋ねしたいんですけども、御本人の口から取下げの理由についてはありませんでしたでしょうか。

○村松幸昌議長 取下げの理由をはっきり私は聞き取れていなかったんですけども、議長室に彼を招いたときに、彼は取り下げることは絶対しない、謝罪もしないということを書いて出ていきましたけれども、心境の変化というのは、皆さんに御迷惑をかけて、発言についてのことで1日会期を追加したから、そこについてのおわびをという気持ちを含めて、その部分だけ発言を削除しますということだと思います。

どうですか、副議長。

○河合一也副議長 私もそこはちょっと本人の感じが伝わってこなかったんですけど、全然悪いと思わないんだったら、発言を取り消す必要はないと思うんですけども、事前に事務局に出したメールの文面を見たら、ただ、お願いしますと書いてあるだけで、謝罪の思いも何もなく、ただ、お願いしますと書いて取消しの文書がついているだけな

ものですから、どういう思いで取り消したのか、その電話のやり取りの中でははっきり分からなかったです。

取りあえず、1日追加させたことだけは申し訳ないと思うということで、動議を出した3人へのメールには謝罪の言葉が確かに入っていたんですけれども、少なくとも市長に対する思いとしては全然悪いと思っていませんというところは、はっきりと伝わってきました。

そこはこちらからもあえて確認しなかったというところもあります。

○鈴木浩己副委員長 ちょっと事務局に1つだけ確認です。こういう場合、会議録の処理は黒塗りになるのか、それとも全くそこだけ削除するという形になるのか。

○岩田昌規議事担当主査 会議録の訂正の方法でございますが、会議録の原本と副本が作られます。一般の目に触れるのは副本でございますが、こちらは取消しをした部分を傍線のみ表示としますので、取り消した内容は分からなくなりますが、取り消した事実と、どの部分を取り消したのかということは分かります。

原本に関しましては、副本と両方の管理になりまして、原本には取消し前の状態が残ると、副本に関しましては、今申し上げたとおり傍線処理したもの、その両方が内部の保存文書として残ることになります。

○鈴木浩己副委員長 配信動画の処理は。

○岩田昌規議事担当主査 映像配信の動画に関しましては、発言取消が行われた場合、慣例によりまして、取消し部分のみをカットする処理を行っております。今回取消しの申出があった部分につきましては、配信映像からも、通常はカットされる扱いになります。

○鈴木浩己副委員長 映像の音声もカットと、そういうことですか。分かりました。

○長谷川貴紀議事担当主幹 カットがうまくできるものはカット、できないものは無音にするという処理になります。

○鈴木浩己副委員長 無音のほうがいいよね。結局、都合よく会議録のその部分だけ削除の申出をしているので、副本として出された会議録だとか映像配信だとか、僕は一切無礼な言葉を言っていないでしょうと、そういうことで逃げる可能性がなきにしもあらずである。だから、傍線処理というのはそれで大丈夫だと思うんですけど、映像のほうも、音声のみそこだけカットする方法のほうが、かえって本人のここの部分が問題だったんだというのを後になって指摘もできると思います。

○奥川清孝委員 懲罰に科せられた場合、発言の議事録は取消しができないと思って、昔の記憶で、もし違っていたらあれですけど。

なぜかという、やはり証拠として残すというものだから、できないと解釈していたんだけど、その辺のところはどうですかね。

○長谷川貴紀議事担当主幹 先ほど岩田から説明したとおり、原本には残ります。消したという事実だけは傍線で副本にも残ります。

○奥川清孝委員 いや、原本に残るんだけど、取消しができないということはないですか。

○鈴木浩己副委員長 僕も奥川委員と同じ論調なんです。発言そのものをなかったことという、どうも最近、発言の取消しということが独り歩きしちゃっているの、言ったことそのものをなしというイメージで取るんですけど、実際は会議録からの削除という、そういう取扱いでいいと思うんですけど。

○大石一宏議会事務局長 奥川委員の御発言につきましては、確認をした上で適正な処理をさせていただきます。

○石田江利子委員長 昨日、委員の皆さんから、御本人にその取消しについての確認をしたいということで、議長から先ほど御報告がありましたように、取消した意図を議長としては確認していただいたということでよろしいですか、議長。

○村松幸昌議長 はい。

○石田江利子委員長 それに対しての御返答が先ほどの内容だったということであります。それでは、石原議員に対して、陳謝の懲罰を科すということで進めてよろしいか、確認をさせていただきます。

石原孝之議員に対する懲罰は、前回決定のとおり、陳謝の懲罰を科すことに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

○石田江利子委員長 挙手総員でございます。よって、石原孝之議員に対して、陳謝の懲罰を科すことに決定いたしました。

それでは、陳謝文の確認をもう一度だけさせてください。修正点が2点あったかと思えます。

事務局、報告をお願いします。

○大石一宏議会事務局長 昨日からの修正点でございますけれども、陳謝文の1行目、「去る3月5日」となっていた部分に「令和7年」という文字を加えさせていただきました。

2点目につきましては、昨日は「一般質問の質疑中」という言葉でございましたけれども、「一般質問の質問中」という言葉に修正させていただきました。

○石田江利子委員長 この陳謝文に対しまして、御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

○深田ゆり子委員 確認させてください。

本人は、無礼とは思っていないけれども、皆様に迷惑をかけて、本会議を1日追加させたことをおわびしたいので、それは謝罪すると。だから、削除してくださいという意味で理解してよろしいですか。

○村松幸昌議長 私は彼の話聞く中で、3人から動議の申立てをを起こしたこと、皆さんに日程を追加し、多忙な時間を費やしてもらったと、このことがそもそも私が取消しをしなければならない発言だから、この部分を取り消しますということだと思っております。

○石田江利子委員長 昨日はこの陳謝文の確認をさせていただく場だったんですけれども、皆さんから御本人に確認してほしいという意向だったものですから、議長から御本人に確認をしていただいたんですけれども、先ほどのような返事だったということですので、この陳謝文の内容でよろしければ採決を採らせていただきたいと思います。

それでは、陳謝文案を、修正案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

○石田江利子委員長 挙手総員であります。よって、陳謝文につきましては、修正案のとおりとすることに決定いたしました。

本陳謝文につきましては、本日の本会議で採決後、直ちに陳謝文の朗読の懲罰を科することとなります。

本特別委員会の審査は以上で終了いたします。皆様、御苦労さまでした。

閉会（８：４３）